

韓国知的財産ニュース 2026 年 5 月後期

(No. 554)

発行年月日：2026 年 7 月 31 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★★目次★★★★

このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】大統領令第 36341 号(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令)
- 1-2 【公布】知識財産処公告第 2026-157 号(「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の一部改正令案の立法予告)

関係機関の動き

- 2-1 韓国における人工知能および知的財産の実務経験を国際社会と共有
- 2-2 韓国知識財産処、「K-量子セキュリティ技術」でセキュリティ主権を先取り
- 2-3 「今年の発明王」初の女性受賞者に、株式会社ケアジェンのキム・ウンミ副社長
- 2-4 環境技術企業の特許に関するお悩みを解決いたします
- 2-5 韓国知識財産処、IP(知的財産)-AX(AI 大転換)を大幅に前倒しする統括組織が発足
- 2-6 韓国知識財産処、在韓中央アジア 5 カ国の大使との懇談会を開催
- 2-7 次世代 OLED 素材、知的財産によってさらなる輝きを添える
- 2-8 知識財産委員会、2026 年第 1 回 知的財産保護の政策協議会を開催
- 2-9 地域経済を牽引する企業を、知的財産を活用し積極的に支援する
- 2-10 特許審判院、企業の現場を訪れ審判制度の改善に向けた意見を聴取
- 2-11 職務発明で企業の成長と人材確保を同時に実現！

- 2-12 廃棄されていた廃プラスチックが、航空燃料として生まれ変わる
- 2-13 「国民と共に、韓国技術の海外流出を防ぐ」海外流出を申告すれば、
最大 2 億ウォンの報奨金
- 2-14 韓国知識財産処、半導体企業の知的財産競争力強化に向け、現場で
の対話に乗り出す
- 2-15 韓国知識財産処、優秀な特許エージェントに功労賞を授与
- 2-16 最速の特許審査、安全な技術保護体制の構築
- 2-17 韓国知識財産処、ユーザー中心の次世代 IPNEX 構築に向けた「電子
出願革新」戦略策定懇談会を開催
- 2-18 韓国知識財産処、国立チャンウォン大学産学協力団と現場対話懇談
会を開催

デザイン(意匠)、商標動向

- 3-1 韓国知識財産処、現場中心の制度改善に向けデザイン関係者および
専門家との懇談会を開催
- 3-2 デザイン登録の第一歩！出願図面の作成を支援
- 3-3 半導体から応援棒まで…韓国が提案した名称、NICE 国際商品分類に反映
- 3-4 K ブランドの競争力を高める…、韓国知識財産処商標を多数出願す
る企業と政策懇談会を開催
- 3-5 国際デザイン、韓国で簡単に保護しましょう！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 4-1 韓国知識財産処、共生を生かし韓国企業の海外デザイン紛争を防ぐ
- 4-2 韓国知識財産処、知的財産訴訟の費用と時間を削減する秘訣を共有

その他一般

- 5-1 知的財産の今後 5 年間の設計が始まる…世界的な IP ハブ国家推進特別
専門委員会が第一歩を踏み出す
-

法律、制度関連

1-1 【公布】大統領令第 36341 号(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令)

電子官報(2026.5.19.)

国務会議の審議を経た「不正競争の防止及び営業秘密の保護に関する法律施行令の一部改正令」をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 5 月 19 日

国務総理 キム・ミンソク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長官

(韓国知識財産処所管)

●大統領令第 36341 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第 3 条の 8 の表題「(申告報奨金の支給基準等)」を「(不正競争行為の申告報奨金の支給基準等)」とし、同条第 1 項中の「支給を受ける申告報奨金(以下『申告報奨金』という)」を「支給を受ける報奨金」とし、同条第 2 項を次のように改め、同条第 3 項中「申告報奨金」を「報奨金の」とし、同条第 4 項各号以外の部分中の「申告報奨金」を「第 3 項による報奨金の」とし、同条第 5 項中「申告報奨金の具体的な支給基準・方法及び手続等、申告報奨金の支給」を「法第 16 条第 1 項に基づく報奨金の具体的な支給基準・方法及び手続等、その支給」とする。

② 法第 16 条第 1 項に基づく報奨金の支給を受けようとする者は、知識財産処長に申請しなければならない。

第 3 条の 9 を次のように新設する。

第 3 条の 9(営業秘密保護報奨金の支給基準等) ① 法第 16 条第 2 項に基づく報奨金の最高額は 2 億ウォンとする。

② 法第 16 条第 2 項に基づく報奨金の支給を受けようとする者は、知識財産処長に申請しなけ

ればならない。

③ 知識財産処長は、第 2 項に基づく申請を受けた場合、その内容を確認して報奨金の支給の可否及び支給額を決定し、その決定の日から 15 日以内に申請者に通知しなければならない。

④ 第 2 項及び第 3 項にかかわらず、法第 18 条第 1 項各号の違反行為(以下、本条において「違反行為」という)の防止に寄与した功績の大きい者については、第 2 項による報奨金の支給申請がない場合であっても、知識財産処長が定める基準に従い、報奨金の支給対象者として選定し、報奨金を支給することができる。

⑤ 知識財産処長は、第 3 項及び第 4 項に基づき報奨金の支給額を決定する場合、次の各号の事項を考慮することができる。

1. 当該申告(違反行為の防止に寄与した功績の大きい者の場合は、当該寄与行為をいう。以下、本項において同じ)が捜査機関の捜査の根拠となったか否か
2. 当該申告に関連する違反行為に関する捜査機関の処理結果
3. 当該申告に関連する違反行為に関する刑の宣告猶予または執行猶予の有無、刑の種類及び軽重
4. 違反行為の防止に寄与した程度

⑥ 第 1 項から第 5 項までに規定した事項のほか、法第 16 条第 2 項に基づく報奨金の具体的な支給基準

・方法及び手続きなど、その支給に必要な事項は、韓国知識財産処長が定める。

附 則

この令は、2026 年 5 月 28 日から施行する。

◇改正の理由及び主な内容

営業秘密の侵害行為などを防止することに寄与した功績の大きい者、またはこれを申告した者などに対して報奨金を支給できる根拠を設ける内容として、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が改正(法律第 20963 号、2025 年 5 月 27 日公布、2026 年 5 月 28 日施行)したことに伴い、営業秘密保護報奨金の最高額を 2 億ウォンと定め、報奨金の支給申請を受けた知識財産処長は、申請人の寄与行為や申告が捜査機関の捜査根拠となったか否かなどを考慮して支給額を決定できるようにし、知識財産処長は報奨金の支給の可否及び支給額をその決定日から 15 日以内に申請者に通知するよう定めるなど、法律で委任された事項及びその施行に必要な事項を定めるものである。

〈法制処提供〉

1-2 【公布】知識財産処公告第 2026-157 号(「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.5.19.)

●知識財産処公告 第 2026-157 号

「特許審判院の国選代理人の選任及び運営に関する規則」を改正するにあたり、その改正理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、次のように公告する。

2026 年 5 月 21 日

韓国知識財産処長

「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

社会と国家に献身した義死傷者及び報勲補償対象者を特許審判の国選代理人の支援対象に追加し、他法の改正事項及び用語などを整備するものである。

2. 主な内容

イ. 特許審判院の国選代理人の選任基準及び手続を規定(案第 2 条)

1) 他法律に基づく各支援対象者の登録手続を考慮し、その根拠を具体的に明示できるように、第 2 条第 1 項第 2 号イ項中の「第 4 条及び第 5 条に基づく」を「第 6 条に基づき登録された」とし、同号ロ項中の「第 4 条及び第 5 条に基づく」を「第 7 条に基づき登録された」とし、同号ニ項中「第 3 条及び第 4 条に基づく」を「第 6 条に基づき登録された」とする。(案 第 2 条第 1 項第 2 号イ項、ロ項、ニ項の改正)

2) 支援対象者に、社会及び国家に献身した報勲補償対象者及び義死傷者などを追加する。
(案 第 2 条第 1 項第 2 号にト目及びチ目を新設)

3) 未成年者対象の年齢基準の表記を整備し、「19 歳未満」を「18 歳以下」とする
(案 第 2 条第 1 項第 5 号の改正)

4) 「中小企業創業支援法」の第 4 条の 2 が削除されたことに伴い、他法改正事項を反映する必要があるため、「第 4 条の 2 第 2 項による青年創業者」を「第 2 条第 11 号による青年創業企業」とする。

(案 第 2 条第 1 項第 9 号の改正)

ロ. 国選代理人の選任申請書に上記事項を反映。(別紙様式の改正)

3. 意見の提出

本改正案に対し意見のある機関・団体または個人は、2026 年 6 月 30 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成または反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名及び代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見の提出先

- 一般郵便: 3rd Floor, Citizen Services Building (민원동), Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)
- 電子メール: iptab@korea.kr

4. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 特許審判院 審判政策課(電話 (042-481-5583))までお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 韓国における人工知能および知的財産の実務経験を国際社会と共有

韓国知識財産処(2026.5.18.)

- 韓国知識財産処・WIPO、49 カ国 105 名を対象にオンライン AI&IP 研修コースを実施 -
- 人工知能に関する特許・意匠審査から法制・活用戦略まで、韓国の AI&IP 実務経験を共有 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知的財産研修院は、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、5 月 18 日(月)～22 日(金)まで、49 カ国の人工知能(AI)および知的財産(IP)の政策・実務関係者 105 名を対象に、「2026 年 韓・WIPO AI&IP 研修コース」をオンラインで実施する。

本研修コースは、開発途上国における知的財産の専門性向上のために 2021 年に新設されて以来、継続的に推進されてきた WIPO との協業プログラムであり、未来の中核的な原動力である AI 分野における知的財産の専門性強化を目的としている。

人工知能大転換 (AX: AI Transformation) の時代に対応し、従来の理論・争点中心の教育から脱却し、①AI に関する特許・意匠審査の事例 ②AI の著作権・特許保護に関する争点の議論 ③AI ツールを活用した検索・分析・通知書の作成 ④行政効率の向上に向けた AI 活用事例など、実務科目を中心に研修コースを改編した。

企業の競争力の中核資産として台頭した知的財産の価値に注目し、①AI に基づく知的財産の創出・保護事例や②知的財産を活用した企業の経営戦略の紹介など、AI 大転換時代における企業の知的財産活用戦略を取り上げる。

また、前回の WIPO 研修コースで共通して確認された参加型学習のニーズを反映し、①各国の AI 規制動向および政策推進の経験をテーマに、リアルタイムのオンライン討論を行い、現場感のある研修を提供する。

特に本研修コースには、インド(18 名)・ケニア(7 名)・マレーシア(5 名)など、AI および知的財産分野への関心が高い国々の参加が際立っており、各国の韓国知識財産処の審査官(8 名)や政府省庁の公務員(19 名)のほか、大学教授(16 名)、民間企業の実務者(63 名)など、官民の専門家が共に参加し、AI および知的財産分野における政策や実務経験を共有する。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「今回の研修は、積極行政の一環として、AI 大転換時代に不可欠な専門性である AI 審査および行政ツールの活用法を先んじてカリキュラム化し、これを国際社会と共有するという点で大きな意義がある」とし、「今後も韓国の先進的な AI および知的財産の経験を研修という形で国際社会と積極的に共有し、国際的な知的財産専門性の強化に寄与していきたい」と述べた。

2-2 韓国知識財産処、「K-量子セキュリティ技術」でセキュリティ主権を先取り

韓国知識財産処(2026.5.18.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、国民が安心して利用できる知的財産(IP)行政サービスを実現するため、「韓国型量子セキュリティ技術」を「国民向け知的財産情報システム」および内部行政システムに試験的に適用するなど、知的財産情報セキュリティ体制を全面的に高度化すると発表した。

近年、人工知能(AI)がシステムの脆弱性を探索し、わずか3分でセキュリティ網を無力化する「ミトス・ショック」が現実化し、将来の量子コンピュータが現代暗号を崩壊させる恐れが高まる中、国家の中核資産である知的財産情報を保護するための先手を打った防御体制の構築が急務となっている。

・量子耐性暗号(Post-Quantum Cryptography, PQC)は、量子コンピューティングによるハッキングの脅威に対しても安全な技術であり、国家情報院は2021年から国家保安技術研究所、量子耐性暗号研究団と協力し、「量子耐性暗号国家公募展」を通じて韓国型量子耐性暗号(KpqC)アルゴリズムを選定した。

韓国知識財産処は、「知識財産情報分析プラットフォーム(IPOP)*への量子耐性暗号(KpqC)の実証的適用」案を策定するための事業を推進**する。今年、国民向けプラットフォームにKpqCアルゴリズムを試験的に適用し、その過程で蓄積されるノウハウを、将来的に分析プラットフォームの中核となる知的財産情報のセキュリティ強化という成果に結びつける予定だ。今回の実証成果は、韓国知識財産処と国家情報院による合同深層分析を経て、政府全体の標準参考モデルとして活用されるなど、量子セキュリティへの移行における実質的な基盤となることが見込まれる。

* 特許などの知的財産情報(データ)を統合・加工し、統計・動向分析、戦略策定、政策意思決定、および国民による知的財産情報の活用を支援するためのシステム(IPOP、IP One Portal)

** 事業公告(5月6日) ⇒ 開札(6月9日予定)および事業者選定 ⇒ 事業実施(～12月)

また、将来の量子ハッキングの脅威から知的財産行政システム全般を保護する全方位的なセキュリティ対応力を備えるため、現在推進中の次世代知的財産行政システム(IPNEX*)の情報化戦略計画(Information Strategic Planning, ISP)策定過程から、量子セキュリティ技術の拡大適用を積極的に検討する予定である。

* (IPNEX) 人工知能(AI)に基づくインテリジェントな審査と、中断のない安定したサービスを提供する高度化された知的財産インフラ。NEXはNext(次世代)・Nexus(統合)・X(転換)などを意味する

このような推進背景には、韓国の圧倒的な技術の成果がある。PQC 標準中核技術関連の特許出願(IP5、1997～2024.6)*では、韓国(101 件)が米国(48 件)を2 倍以上引き離しており、韓国のクリプトラボ(74 件)・サムスン SDS(48 件)がグローバル企業を上回る水準であることが調査された。

* (国別)韓国 101 件 > 米国 48 件 > 英国 27 件 > オランダ 14 件 > 中国 11 件

* (企業出願人別)クリプトラボ 74 件 > サムスン SDS 48 件 > NTRU C. 30 件 > PQSHIELD 24 件

一方、韓国知識財産処は、量子セキュリティ基盤の強化に加え、一般国民の量子セキュリティに対する技術的な隔たりを縮め、情報セキュリティへの認識を高めるため、「一目でわかる韓国型量子耐性暗号(KpqC)と知的財産(IP)のトレンド」をインフォグラフィックとして作成し、公開する。

当該インフォグラフィックでは、量子コンピュータによる HNDL*ハッキングの危険性を警告するとともに、これに対応する PQC の3 大中核原理である格子・コード・ハッシュ技術を視覚的に解説し、世界最高水準の KpqC 特許競争力を基に、韓国が国際的な量子セキュリティ技術の覇権をリードしていることを韓国国内外に周知する予定だ。当該資料は、韓国知識財産処、韓国特許技術振興院および KpqC 研究団のウェブサイト**にて、国民なら誰でも自由に確認・活用することができる。

* (Harvest Now, Decrypt Later): 現在暗号化された情報をあらかじめ盗み出し・保存しておき、将来量子コンピュータが開発された際にこれを解読するというセキュリティ上の脅威を意味する

** 韓国知識財産処 (www.moip.go.kr)

韓国特許技術振興院 (www.kipro.or.kr)

KpqC 研究団 (www.kpqc.or.kr)

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「高度化した自律型攻撃 AI の登場と量子コンピューティングの脅威の加速は、サイバーセキュリティの新たな転換点を意味する」とし、「実証適用から次世代システムの構築に至るまで、量子セキュリティ技術を着実に定着させ、国家の中核となる知的財産に対する安全保障主権を確立し、いかなる知能型攻撃に対しても韓国の技術の価値が損なわれない堅固なデジタル安全保障基盤を構築していく」と述べた。

2-3 「今年の発明王」初の女性受賞者に、株式会社ケアジェンのキム・ウンミ副社長

韓国知識財産処 (2026.5.19.)

- 韓国知識財産処、第 61 回発明の日記念式を開催 (5 月 19 日) -
- 「金塔産業勲章」の SK ハイニックス・アン・ヒョン社長など、発明有功者合計 85 点を表彰 -

韓国知識財産処の発足後、初めて迎える第 61 回「発明の日」において、SK ハイニックス(株)のアン・ヒョン社長が最高栄誉である金塔産業勲章を受章する。今年の「発明王」には、初の女性受賞者として(株)ケアジェンのキム・ウンミ副社長が選ばれた。このほかにも、人工知能(AI)半導体、バイオ・健康管理、ロボットなど、未来の先端産業の革新を牽引した発明家たちが主要受賞者として名を連ねた。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が主催し、韓国発明振興会(ク・ジャヨン会長)が主管する「第 61 回発明の日」記念式が、5 月 19 日(火)15 時 30 分、COEX マゴク(ソウル江西区)のル・ウェストホールで開催される。

* 世界で初めて測雨器を発明した日である 1441 年 5 月 19 日を記念するため、1957 年に指定された国家記念日

今回の記念式は、「誰もが発明家である国、夢が実現する大韓民国」をスローガンに掲げた。発明が専門家の領域を超え、国民誰もが日常生活の中での斬新な発想から始められる創造的な実践であるという意味が込められている。

当日の記念式には、知識財産処のキム・ヨンソン処長をはじめ、発明関連機関長、発明有功者およびその家族など約 300 名が出席し、大韓民国の発明と技術革新の発展に寄与した発明有功者に合計 85 件の表彰が授与される。

〈主な受賞者:「金塔産業勲章」SK ハイニックス(株)のアン・ヒョン社長、「今年の発明王」(株)ケアジェンのキム・ウンミ副社長など〉

最高栄誉の金塔産業勲章は、SK ハイニックス(株)のアン・ヒョン社長が受章する。アン社長は、AI 時代の中核的な基盤施設である高性能メモリ半導体分野において、世界初の第 6 世代

HBM4 や超高層 4D NAND などの開発と量産を主導し、国際半導体市場における韓国の技術主導権を確固たるものにした点が認められた。

銀塔産業勲章は HL Mando 株式会社のチョ・ソンヒョン代表取締役が受章する。チョ代表は、自動車部品の電動化・ソフトウェア技術革新を主導し、ロボットアクチュエータ*分野にまで技術領域を拡大することで、自動車・ロボット産業の競争力向上に寄与した。

* ロボットアクチュエータ:電気エネルギーを機械的な動きに変換し、ロボットの関節や駆動部を動かす中核装置

2026 年の「今年の発明王」には、株式会社ケアジェンのキム・ウンミ副社長が選定された。キム副社長は、「今年の発明王」制度の施行以来、初の女性受賞者であり、ペプチド分野の基盤となる物質特許を基に、抗肥満・抗糖尿病など様々なバイオ・健康管理製品の開発と事業化をリードし、韓国国内バイオ産業の競争力強化を一段と高めたとの評価を受けた。

＜優秀発明品展示:人工知能半導体から未来の自動車まで、革新技術を披露＞

イベントでは、主要受賞企業の優れた技術を紹介する展示も併せて行われる。①AI 半導体およびストレージソリューション(SK ハイニックス株式会社) ②ロボットの関節を駆動するロボットアクチュエータ技術(HL マンド株式会社) ③空気なしで走行するエアレスタイヤ(Airless Tire)(韓国タイヤ&テクノロジー株式会社) ④世界初の皮膚マイクロバイオーーム菌株ベースの化粧品(コスメックス株式会社) ⑤水素自動車用燃料電池膜(分離膜)技術(コーロンインダストリー株式会社) など、分野別の革新的な成果を基に、韓国の先進的な技術力を一目で紹介する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今日、大韓民国が成し遂げたイノベーションの成果は、現場で黙々と挑戦を重ねてきた研究者や企業人、女性発明家、学生など、数多くの発明家たちの激しい情熱と献身が土台となった」とし、「今後も、国民の創造的で斬新な発想が新たな産業と成長につながるよう、知的財産を基盤としたイノベーションのエコシステムを構築していく」と述べた。

2-4 環境技術企業の特許に関するお悩みを解決いたします

韓国知識財産処(2026.5.20.)

－ 韓国知識財産処、ENVEX 2026 で企業向け特許相談サービスを実施 －

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月20日(水)～22日(金)にCOEX(ソウル市江南区)で開催される「国際環境産業技術&グリーンエネルギー展」(ENVEX* 2026、以下「ENVEX」)において、環境技術企業を対象に「企業向け特許相談サービス」を提供すると発表した。

* ENVEX: Environmental Exhibition (韓国環境保全院主催)

今年で47回目を迎えるENVEXは、毎年250社以上の韓国国内外の環境技術専門企業が参加し、4万人以上の来場者が訪れる韓国国内最大規模の環境産業展示会である。

韓国知識財産処は2020年からENVEX会場で知的財産相談ブースを運営し、環境技術企業の特許に関する課題の解消と知的財産競争力の強化を支援してきた。特に昨年は、事前申請を行った企業を対象に、審査官が企業のブースを直接訪問して技術内容を聴取し、出願中の特許について深層面談を行う「企業向け特許相談」を初めて導入し、参加企業から高い評価を得た。

韓国知識財産処は今年、「企業向けオーダーメイド型特許相談」を一段と体系化して運営する計画だ。深層面談の申請手続きを簡素化して企業の参加利便性を高め、別途の相談スペースを設けて未公開出願に関する機密性を強化するなど、より深い技術面談が可能な環境を整えた。また、審査官が企業の技術および出願内容を事前に検討し、企業ごとの状況に合わせた実質的なオーダーメイド相談が行われるよう運営する予定だ。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「環境産業はカーボンニュートラルと持続可能な成長の中核分野であり、技術競争力の確保が何よりも重要だ」とし、「韓国知識財産処は今後も企業の現場との積極的なコミュニケーションを基に、環境技術分野における優れた特許創出と企業の競争力強化を継続的に支援していく」と述べた。

2-5 韓国知識財産処、IP(知的財産)-AX(AI大転換)を大幅に前倒しする統括組織が発足

韓国知識財産処(2026.5.20.)

- 人工知能(AI)を活用して発明し、AI を活用して審査する時代…AI と IP の争点を全面的な検討が必要-
- 知的財産行政全般への AI 導入、国民が実感できる IP-AX (AI 大転換)の加速化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 20 日、急速な AI 技術の発展に伴う、知的財産のパラダイム変化に積極的に対応し、AI を基盤とした知的財産行政システムの高度化を推進するため、統括組織である「知的財産 AI 転換推進団」を新設し、本格的な業務に着手すると発表した。

AI 大転換 (AX) という時代の潮流は、知的財産分野においても多くの変化をもたらした。発明・出願の過程において AI の支援範囲が大幅に拡大しており、審査・審判においても AI 技術の活用度が高まっているほか、AI の発展に伴い、法・制度および産業、政策全般にわたり、多様な知的財産の争点*が絶えず生じている。こうした環境の変化に伴い、知的財産分野において AI がもたらす影響について根本的な観点から検討し、体系的に AI 大転換 (AX) を推進していく必要性が浮上したため、韓国知識財産処は組織を新設し、これを統括することとした。

* AI 分野における特許紛争の発生、AI 生成物に関する AI 操作映像の争点、AI データの無断使用問題など

新設される「知的財産 AI 転換推進団」の中核となるミッションは、大きく分けて 3 つである。

① AI 大転換に合わせた知的財産の法・制度の見直し・改正および関連基準の再確立

米国・欧州などの主要国および世界知的所有権機関(WIPO)の AI 関連動向をモニタリングし、知的財産分野において AI を公共・民間へ導入する際に遵守すべき倫理規定などを研究し、知的財産関連の法・制度の改正が必要かどうかを綿密に検討して立法を推進する。

② AI-Native な知的財産行政システムの構築に向けた IP (知的財産)-AX (AI 大転換)戦略の策定

国家 AI 戦略委員会が発表した AI 行動計画など、政府の方針に沿った知的財産分野における AI 大転換 (AX) を推進するため、知的財産分野の行政・公共サービスのうち、AI を導入・普及させる必要がある業務を特定し、手続き・システムを改善する。また、内部職員の AI リテラシー向上のため、教育および専門性を強化するためのプログラムを提供する。

③ 民間知的財産(IP)産業の AI 転換支援および AI 学習データの公開推進

知的財産(IP)サービス企業が、知的財産(IP)ビッグデータや AI などを活用して、高度化された特許・技術検索、企業分析、判決予測サービスなどを提供できるよう、ビジネスモデルの設計とサービス開発を支援する。また、そのために活用度の高い AI 学習データの公開も支援する。

今回の組織新設により、知的財産局は、知的財産(IP)と AI の大変革(AX)に関連する業務を一貫して推進し、人的リソースを集中させるための基盤を整備した。これにより、知的財産(IP)－AI 大転換(AX)の推進戦略およびリスク対応策を先制的に策定することで、単に AI 技術の発展に伴う受動的な対応から一歩前進し、中長期的な観点から受動的かつ積極的な知的財産(IP)－AI 大転換(AX)政策を推進できるものと期待される。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、「AI はもはや単なる技術の枠を超え、知的財産の体系を変革しつつある」とし、「今回の統括組織の発足を契機に、大韓民国がグローバルな AI－知的財産(IP)の規範を主導し、秩序を確立するルールメーカー(Rule-Maker)としての地位を確立し、世界最高水準の AI 基盤の知的財産行政サービスを提供できるよう、総力を挙げて取り組む」と述べた。

2－6 韓国知識財産処、在韓中央アジア 5 カ国の大使との懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.5.20.)

－ 9 月の韓国・中央アジア首脳会議を控え、知的財産分野での協力策を協議 －

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 20 日(水)11 時、ロッテホテルソウル(ソウル中区)にて、在韓中央アジア 5 カ国の大使*を招き、知的財産分野の協力強化に向けた昼食懇談会を開催する。

* カザフスタンのアセト・イセナリ(Asset ISSENALI)大使任命者、キルギスのアイダ・イスマイロワ(Aida ISMAILOVA)大使、タジキスタンのキロム・サロヒディン(Kirom SALOHIDDIN)大使、トルクメニスタンのベゲンチ・ドウルディエフ(Begench DURDYEV)大使、ウズベキスタンのアリシエル・アブドゥサロモフ(Alisher ABDUSALOMOV)大使(国名のアルファベット順)

今回の懇談会は、来る 9 月にソウルで開催予定の「第 1 回韓国・中央アジア首脳会議」を控え、中央アジア諸国との知的財産協力の範囲を拡大し、実質的な成果を導き出すための共通認識を形成するために設けられた。

当日の懇談会で、韓国知識財産処は韓国の知的財産に基づく経済成長の経験を共有し、韓国との知的財産協力を通じて中央アジアが一段階飛躍できるという点を強調する予定だ。また、韓国企業の活発な中央アジア進出と投資拡大に向け、知的財産権の保護に努めるよう要請する計画である。

韓国知識財産処のキム・ヨンソ処長は、「豊富な資源と地政学的利点を基に、戦略的要衝として台頭している中央アジアと韓国間の知的財産分野における協力は、両地域の革新的な成長を牽引する新たな原動力となるだろう」とし、「9月の第1回韓国・中央アジア首脳会議を契機に、『知的財産分野における包括的協力に関する覚書(MOU)』を締結するなど、目に見える成果を生み出し、韓国企業の中央アジア進出を支援していく」と述べた。

2-7 次世代 OLED 素材、知的財産によってさらなる輝きを添える

韓国知識財産処(2026.5.20.)

- 韓国知識財産処、有機エレクトロルミネッセンス(OLED)素材専門企業「(株)マテリアルサイエンス」を訪問 -

【関連する国政課題】 28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術の育成

30. 主力産業の革新による4大製造大国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月20日(水)14時、OLED素材企業である株式会社マテリアルサイエンス(京畿道義王市)を訪問し、次世代OLED素材分野における知的財産競争力の強化策について議論するとともに、現場の声を聴取すると発表した。

今回の現場訪問は、最近、OLED産業がスマートフォン中心の成長から脱却し、ノートパソコン・車載用・モニターなど高付加価値パネルへと重心が移行する質的転換期に入り、次世代発光素材の開発競争が本格化する状況において、韓国のOLED素材企業の技術競争力強化を支援するために企画された。

株式会社マテリアルサイエンスは 2014 年に設立された OLED ディスプレイ素材専門の中小企業であり、設立以来 180 件以上の特許を出願するなど、知的財産権の確保に注力している。

今回の訪問では、韓国知識財産処が次世代 OLED 用熱活性化遅延蛍光 (TADF)*素材分野の特許出願状況を共有し、株式会社マテリアルサイエンスは OLED 素材の最新の研究開発動向や知的財産権全般に関する現場の声を伝える予定だ。

* 熱活性化遅延蛍光 (Thermally Activated Delayed Fluorescence) :

蛍光レベルの発光効率を持ちながら、希少金属を使用しない次世代 OLED 発光材料

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「OLED は韓国が国際市場をリードしているディスプレイ分野のコア技術であり、その根幹となる発光材料の競争力確保がますます重要になっている」とし、「OLED 材料企業が知的財産を基盤に国際市場で競争力を高められるよう、産業現場と継続的にコミュニケーションを図り、積極的に支援していく」と述べた。

2-8 知識財産委員会は、2026 年第 1 回 知的財産保護の政策協議会を開催

韓国知識財産処 (2026.5.21.)

- デザイン制度の改善事項の共有およびデザイン現場とのコミュニケーション強化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 21 日(木)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、デザイン(意匠)制度の改善方向や産業現場の課題について議論するため、デザイン関係者および専門家らと「デザイン政策懇談会」を開催すると発表した。

今回の懇談会には、LG エレクトロニクス、サムスン電子など、デザイン出願件数の多い大手企業だけでなく、斬新なアイデアを武器に勝負するデザインスタートアップ企業や、そして最近、顧客誘致や広報の手段として注目されているものの、デザイン権で保護されていない建築物および室内装飾デザインの関係者も出席する予定だ。

最近、オンライン流通の活性化、デジタルトランスフォーメーション、生成 AI の普及など、デザイン制度を取り巻く環境が急激に変化しており、変化する産業環境に適時対応できる現場中心のデザイン政策の策定が、これまで以上に求められている。

韓国知識財産処は、今回の懇談会で、①正当権利者の権利移転請求制度の導入 ②出願書記載事項の簡素化 ③正当権利者の権利移転請求制度の導入 ④部分デザイン*の名称認定基準の緩和など、最近のデザイン制度の改善事項を共有し、デザイン現場の課題などを聴取しながら、参加者らと自由に意見を交わす予定だ。

* 製品全体ではなく、製品の一部デザイン(例:カップの取っ手、靴の靴底)を保護する制度

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「創造的な発想が正当な権利として認められ、保護されて初めて、持続可能な革新が可能になると信じている」とし、「斬新なアイデアや新しい領域のデザインが市場で強い競争力を確保できるよう、現場の声を反映した実効性のある制度改善を推進していく」と述べた。

2-9 地域経済を牽引する企業を、知的財産を活用し積極的に支援する

韓国知識財産処(2026.5.21.)

- 韓国知識財産処、バッテリー正極材開発の先導企業 L&F を訪問(5月21日) -
- 地域企業の知的財産活動の強化と地域産業の発展に向けた知的財産権の戦略を協議 -

【関連する国政課題】 49. 「5 極 3 特」と中小都市の均衡ある成長

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月21日(木)16時、電池正極材*分野の代表企業である L&F(大邱市達西区)を訪問し、地域の産業と経済を牽引する地域企業の抱える課題をヒアリングするとともに、知的財産(IP)戦略の支援策について協議すると発表した。

* バッテリーの容量や出力(性能)などを決定し、電池原価の4~50%を占める中核素材

L&F は、大邱・慶北圏の主力産業であるバッテリー分野において世界的な生産技術を保有する中堅企業であり、昨年は高性能バッテリー正極材である NCM に関する圧倒的な技術力で、国際企業と 3.5 兆ウォン規模の正極材供給契約を締結した。また、最近では中低価格帯のバッテリー正極材である LFP にも事業領域を拡大し、中国企業以外のバッテリー企業としては初めて、サムスン SDI と 1.6 兆ウォン規模の大規模な正極材供給を契約したこともある。

さらに、L&F はバッテリー分野の基盤技術の確保および保護のために合計 88 件の特許を保有しており、2025 年だけで 51 件の特許を出願し、知的財産サービス企業との業務協定を通じて知的財産管理体制を構築するなど、知的財産に基づく技術競争力の強化に着実に取り組んでいる。

韓国知識財産処は、知的財産政策が地域にまで浸透するよう、地域知的財産センター(RIPC)*、知的財産重点大学**など、地域ごとの知的財産の専門性強化のための拠点を運営している。また、今年からは出願が活発な企業や地域の知的財産戦略・動向などを分析するための情報データセット(知的財産スコアボード)を構築しており、これは今後、知的財産活動が優れた企業を発掘し、差別化された地域密着型の知的財産戦略を策定する際に活用できるものと期待されている。

* 各地域の知的財産の全周期管理を総合的に支援するために設置された圏域別拠点機関

** 各地域に特化した知的財産の中核人材を育成するために指定された圏域別拠点大学(慶北大学など 9 大学)

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知的財産は、地域企業の競争力強化と地域産業の活性化に向けた中核的な原動力である」とし、「当地域の企業が技術競争力を備え、国際市場に進出できるよう、死角のない知的財産政策を積極的に推進していく」と述べた。

2-10 特許審判院、企業の現場を訪れ、審判制度の改善に向けた意見を聴取

韓国知識財産処(2026.5.22.)

- 特許審判院、LG と企業現場での懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、5 月 22 日(金)15 時、LG サイエンスパーク(ソウル市江西区)において、LG 系列会社の知的財産(IP)担当者らとともに「特許審判制度の改善に向けた企業現場懇談会」を開催すると発表した。

今回の懇談会は、企業の現場からの意見を直接ヒアリングし、審判制度の運営過程における課題や改善すべき点を把握するとともに、最近の企業の知的財産戦略の変化に対応した、利用者中心の審判制度の改善方向を模索するために設けられた。

懇談会には特許審判院長、審判政策課長などが出席し、LG エレクトロニクス・LG エナジーソリューション・LG 生活健康・LG イノテックなど主要系列会社の知的財産担当役員および実務者が出席する予定だ。

特許審判院は懇談会において、最近推進中の審判制度の改善方向を説明し、特許権の安定性向上のための制度改善課題や審判請求の動向、審判手続き過程における不便事項などについて、企業の意見を聴取する計画だ。特に、①特許無効審決予告制度の導入*、②特許取消申請制度の改善**、③特許有効性推定の原則条項の導入***などの主要政策に関して、現場の意見を幅広く聴取する予定だ。

* 特許を無効と判断する前に、特許権者に事前に通知し、是正の機会を与える制度

** 特許取消申請の活性化に向けた、特許取消申請要件(事由など)の緩和を検討

*** 登録された特許は原則として有効であることを法的に明確にする制度

特許審判院キム・ギボム院長は、「企業現場からの多様な意見を積極的に反映し、審判手続きの予測可能性と信頼性を高め、産業現場で実感できる利用者中心の審判制度の改善を継続して推進していく」と述べた。

2-11 職務発明で企業の成長と人材確保を同時に実現！

韓国知識財産処(2026.5.26.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、中小企業技術革新協会(チョン・グアンチョン会長、イノビズ*協会)と共同で、5月26日(火)14時30分、科学技術コンベンションセンター(ソウル市江南区)において、「職務発明と企業成長のための革新戦略」に関する懇談会を開催すると発表した。

* イノビズ(INNOBIZ):Innovation(革新)と Business(企業)の組み合わせで、技術的優位性を基盤に競争力を確保した技術革新型の中小企業を指す

今回の懇談会は、イノビズ企業が中小企業から中堅・大手企業へと飛躍する過程で、職務発明制度*などの知的財産戦略を基盤に企業の成長を加速させる方策を議論するために設けられた。懇談会には、知識財産処のキム・ヨンソン処長、イノビズ協会のチョン・グアンチョン・イノビズ会長、および10社のイノビズ企業が参加する。

* 職務発明制度:従業員(研究者)の職務上の発明を使用者(企業など)が承継することに伴い、従業員に正当な報酬を提供する制度(企業内の社内職務発明規定などにより運営)

〈職務発明と企業の成長・革新戦略に関する懇談会の概要〉

- (日時・場所)2026年5月26日(火)14:30~15:20/科学技術コンベンションセンター(ソウル)

- (参加企業)(株)3DAutomation、ガオングループ(株)、(株)ノタ、(株)Nearst Lab、(株)デフン情報、(株)Bigtablet、(株)ワールドケミカル、(株)EML、(株)Genietech
Tootech(株)(10社、ハングル子音順)

- (主な内容)職務発明制度、韓国国内外の中核知的財産の確保、特許紛争および模倣品への対応、知的財産金融など、知的財産戦略

イノビズ企業は、平均 17.4 件以上の特許・商標などの知的財産権を保有する中小企業であり、(1) 中小企業の総輸出額の 26.2% (302 億ドル)、(2) KOSDAQ 上場企業の 58.6% (1,051 社)、(3) グローバル強小企業 1000+*の 60% (283 社)を占めるなど、中堅企業へと成長するための架け橋としての役割を担っている。(出典:イノビズ協会、2025 年基準)

* グローバル強小企業 1000+:技術力と成長潜在力を備えた輸出有望中小企業を発掘し、グローバル先導企業として育成する政府支援事業

この日の懇談会では、出席者らが職務発明や知的財産政策・事業全般に関する企業現場の課題や改善策などについて議論する予定だ。その後、韓国知識財産処は現場の意見をもとに、関連政策・事業を改善していく計画だ。

一方、懇談会の後には、積極行政の一環として、職務発明に対する産業界、科学技術界、法曹界などの認識を高めるための「職務発明と企業成長革新戦略 2026」学術会議が開催され、職務発明優秀企業に対する表彰*も行われる。

* 表彰企業:(韓国知識財産処表彰)(株)ノタ/(韓国発明振興会長表彰)ガオングループ(株) / (イノビズ協会長表彰)(株)Nearst Lab

イノビズ協会のチョン・グァンチョン会長は、「従業員が開発した技術が特許によって保護され、その特許がイノビズ企業の成長と国際進出につながるよう、企業と政府が共に好循環の構造を築いていくことに力を注いでいく」と語った。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「国際的な技術覇権競争が激化する中、知的財産戦略がますます重要になっている」とし、「イノビズ企業が持続的に成長していけるよう、現場の声を反映させ、知的財産制度の改善と支援をさらに強化していく」と述べた。

2-12 廃棄されていた廃プラスチックが、航空燃料として生まれ変わる

韓国知識財産処 (2026.5.26.)

- イラン戦争に端を発した航空燃料危機により、廃プラスチックを活用した航空燃料生産技術への関心が高まる -
- 韓国、直近 5 年間の年平均増加率で 2 位 (66.1%)、SK イノベーションが特許出願数で 3 位 -

【関連する国政課題】

- 40. 持続可能な未来のためのカーボンニュートラル実現
- 42. 循環型経済エコシステムの構築

イラン戦争の余波により、2026 年 5 月、国籍航空会社の国際線燃油サーチャージが、距離比例区間制を導入した 2016 年以降、歴代最高となる 33 段階まで急騰した。同月の韓国国内線燃油サーチャージも前月の 7,700 ウォンから 34,100 ウォンへと、わずか 1 ヶ月で 4.4 倍に引き上げられるなど、航空燃料価格が高騰する中、環境に優しい代替燃料である持続可能な航空燃料 (SAF)*への関心が高まっている。SAF は廃食用油などの再生可能資源から作られた航空機用燃料で、炭素排出量を最大 80%まで削減することができる。

* SAF: Sustainable Aviation Fuel

熱分解は、廃プラスチックを 300~500℃の高温で加熱し、ガスと液体に分解する技術であり、この過程を経ることでプラスチックは原油と酷似した「熱分解油」へと元通りになる。この熱分解油を精製して作られた「廃プラスチック活用航空燃料」は、現在の SAF 認証基準には含まれていな

いものの、安定的な原料の調達と廃棄物の資源化という強みがあり、次世代 SAF 原料として注目を集めており、国際企業による関連技術の開発も活発に行われている。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、直近 5 年間(2019 年～2023 年)に主要国*で出願された廃プラスチック活用航空燃料関連の特許 2,036 件を分析した結果、韓国籍の出願が同期間に 7.6 倍に急増し、年平均増加率で 2 位(66.1%)となったという。

* 先進 5 カ国の知的財産機関(IP5:韓国、米国、中国、欧州連合、日本)の出願件数基準

〈国際動向:出願人国籍基準で中国 25.9%・米国 24.5%、韓国 11.3%で 3 位〉

廃プラスチックを活用した航空燃料に関する特許を出願人の国籍別に見ると、1 位が中国 25.9%(527 件)、2 位が米国 24.5%(498 件)と二強構造を形成した中で、3 位が韓国 11.3%(230 件)、4 位がフランス 6.8%(138 件)、5 位は日本が 5.2%(105 件)の順となった。特に韓国の出願件数は、2019 年の 13 件から 2023 年には 99 件へと 7.6 倍に急増し、同期間の年平均増加率は 66.1%で、デンマーク(103.1%)に次いで 2 番目に高い増加率を示した。フランス(62.7%)、サウジアラビア(29.4%)、米国(28.8%)順となる。

〈主な出願人:米イーストマン、中国シノペックに続き、韓国 SK イノベーションが他出願 3 位〉

主要国の出願に基づく多出願の 1 位は、米国のイーストマン・ケミカル(137 件)、2 位は中国のシノペック(117 件)であり、世界 3 位となった韓国の SK イノベーション(98 件)は、4 位のフランス IFP エナジー(93 件)を僅差で引き離れた。SK イノベーションは、韓国国内だけでなく、米国、中国、欧州などの海外でも積極的に権利確保に乗り出している。

〈技術分類別の動向:廃プラスチック熱分解油→航空燃料精製技術が最多〉

技術分類別に見ると、(1)廃プラスチックの熱分解油を精製や品質を高めて航空燃料にする技術が 965 件で最も多く、続いて(2)廃プラスチックを熱分解油に変換、あるいは熱分解油を航空燃料に変換する際、変換効率を高める触媒および反応器設計技術(162 件)、(3) 廃プラスチックを加熱・分解して熱分解油を得る熱分解工程技術(141 件)の順であることが分かった。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は「廃プラスチックはこれまで処理に困る廃棄物とみなされていたが、熱分解技術を活用して航空燃料に転換されれば、カーボンニュートラルと資源循環を同時に達成する未来の資源となり得る」とし、「主要国における SAF の義務化と航空燃料の需給不安が重なり、市場先取り競争が本格化しているだけに、迅速かつ正確な審査を通じて、韓国企業が中核特許を早期に確保できるよう後押ししていきたい」と述べた。

2-13 「国民と共に、韓国技術の海外流出を防ぐ」海外流出を申告すれば、最大 2 億ウォンの報奨金

韓国知識財産処 (2026.5.27.)

- 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正法の施行 (2026.05.28.) -
- 通報者だけでなく、貢献者にも報奨金を支給 -

5 月 28 日 (木) から、営業秘密の海外流出犯罪を通報または、防止に寄与した者に対しても、最大 2 億ウォンの報奨金支給が可能になる。

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン 処長) は、国民主権政府発足 1 周年を迎え、韓国企業のコア技術が海外に流出するのを防ぐため、「営業秘密の海外流出通報報奨金制度」を含む「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」(以下「不正競争防止法」) の一部改正法および施行令・施行規則を 2026 年 5 月 28 日に施行すると発表した。

現行の不正競争防止法は、偽造商品の通報に対してのみ報奨金を支給できると規定している。今回の改正法は、従来よりもさらに発展させ、韓国企業の営業秘密の海外流出犯罪を通報した者、またはこれを防止するうえで、決定的な貢献をした者まで対象を拡大したものである。

改正法および施行令などによると、営業秘密の海外流出犯罪を韓国知識財産処に通報した者、または韓国知識財産処による捜査に大きな功績があった者に対して、営業秘密の海外流出防止報奨金が最大 2 億ウォンまで支給されることになる。韓国知識財産処は、当該の通報または貢献行為が実際の捜査の手がかりとなったかどうかを総合的に勘案し、報奨金の支給の有無および金額を決定する。

国家情報院によると、直近 5 年間の産業技術の海外流出摘発件数は、2020 年 17 件、2021 年 22 件、2022 年 20 件、2023 年 23 件、2024 年 23 件と増加傾向にあり、被害額は 25 兆ウォン台に達すると推算されていることから、これに対する積極的な対策の必要性が絶えず提起されてきた。

製品の設計図、製造プロセス技術、製造のノウハウといった秘密情報が海外に流出すれば、企業は長い時間と多大な費用をかけて築き上げてきた競争力を一瞬にして失うことになり、その被害は産業エコシステムの弱体化や国家競争力の低下にまでつながりかねない。この点において、今回の改正法は「流出後の対応」から「流出前の阻止」へと政策の重心を移した措置であるという点で、大きな意義がある。

韓国知識財産処は、営業秘密の海外流出防止報奨金制度の施行により、内部関係者による自発的な通報を促す経済的インセンティブが設けられ、技術流出の抑制および流出被害の早期阻止につながる効果があると期待している。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「営業秘密の海外流出は、国家競争力と経済安全保障を揺るがしかねない重大な犯罪である」とし、「今回の報奨金制度の施行は、技術流出が企業だけの問題ではなく、国家と国民が共に解決すべき課題であることを知らせる転換点となるだろう」と強調した。続いて、「国民の皆様からの貴重な情報提供が、韓国の技術を守るための『ゴールデンタイム』の確保に大きな力となるだろう」と述べ、積極的な参加と関心を呼びかけた。

2-14 韓国知識財産処、半導体企業の知的財産競争力強化に向け、現場での対話に乗り出す

韓国知識財産処 (2026.5.28.)

- 韓国知識財産処、株式会社 YC を訪問し懇談会を開催 -
- 企業の知的財産に関する要望を聴取し、戦略的な支援策について協議 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 28 日(木)14 時 30 分、株式会社 YC(忠清南道牙山市所在)を訪問し、半導体分野における知的財産の競争力強化に向けた懇談会を開催すると発表した。

(株)YC は、半導体後工程の中核となるテスト装置を開発・製造する企業であり、主な事業分野はメモリウェーハのテストと高帯域幅メモリ(HBM*)の検査である。この懇談会は、(株)YC を訪問し、最新の技術開発動向や半導体産業現場における知的財産関連の課題および要望を聴取するために設けられた。

* HBM(High Bandwidth Memory) : 多数のメモリチップ(Chip)をシリコン貫通電極で垂直に積層し、データの保存および伝送能力を高めた高帯域幅半導体メモリ

懇談会では、高帯域幅メモリ(HBM)に使用されるチップの積層およびインフラ技術に関する特許動向を共有し、韓国知識財産処の支援施策と半導体審査戦略を紹介することで、半導体企業に実質的な助けとなるよう配慮する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「半導体テスト技術は、最先端半導体の品質と信頼性を最終的に決定づける中核分野であり、知的財産権の確保の有無が市場参入やサプライチェーンへの参加、さらには技術交渉力にまで影響を及ぼしている」とし、「韓国知識財産処は、韓国の半導体企業がグローバルな舞台で技術的優位性を確保できるよう、迅速かつ正確な特許審査と、各企業に合わせた知的財産政策を展開していく」と述べた。

2-15 韓国知識財産処、優秀な特許エージェントに功労賞を授与

韓国知識財産処(2026.5.28.)

- 特許顧客相談センター、公共サービス部門で初めて「優秀コールセンター」に 21 回選定 -
- 国民に身近な現場で知的財産行政への信頼を高めた優秀なエージェント 3 名を表彰 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 28 日(木)9 時 30 分、特許顧客相談センター(大田市西区)にて、優秀な特許エージェントに対し、韓国知識財産処長による特許相談功労賞を授与した。

本イベントは、特許顧客相談センターが公共サービス部門のサービス品質指数(KSQI)*評価において、中央政府として初めて合計 21 回「優秀コールセンター」に選定された成果を記念し、特許顧客との接点である最前線でコミュニケーションを図ってきたエージェントの労をねぎらうために設けられた。

* 韓国産業のサービス品質指数(KSQI、Korean Service Quality Index) :韓国能率協会コンサルティングが主管。製造業・金融・公共サービスなどで提供されるサービス品質に対する顧客の体感レベルを測定する指標

韓国知識財産処は 2002 年から、特許・商標・意匠など知的財産権全般に関する相談サービスを提供するため、特許顧客相談センターを運営*している。特に、顧客のアクセス性と利便性を高めるため、電話相談(代表番号 1544-8080)はもちろん、チャット相談やチャットボット相談**など、様々なルートで高品質な相談サービスを提供している。

* 2026 年 4 月時点の累計相談実績は約 1,464 万件

** チャット相談(<https://chat.patent.go.kr>)、チャットボット相談(<https://chatbot.ips.go.kr>)

今回の表彰対象者*は、特許顧客相談センターのエージェントの中から、相談実績、専門性、顧客からの称賛実績などを総合的に評価して選定された。受賞者たちは、知的財産権の出願から審査、登録に至る全プロセスにわたり専門的な相談を提供し、サービス品質の向上を通じて顧客満足度の向上に寄与した功績が認められた。

* 特許顧客相談センターのイ・テリム、チャン・ドンヒョン、キム・スジン課長など 3 名

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「特許顧客相談センターは、国民に最も近い場所で知的財産行政への信頼を築いていく重要な現場である」とし、「エージェントの皆様の献身と専門性に深く感謝する」と述べた。続いて、「韓国知識財産処は今後も積極行政を基盤に国民と継続的にコミュニケーションを図り、国民が実感できる高品質な知的財産行政サービスを提供するために取り組んでいく」と述べた。

2-16 最速の特許審査、安全な技術保護体制の構築

韓国知識財産処(2026.5.28.)

韓国知識財産処、国民主権政府発足 1 周年を記念し、主要成果を発表
超高速審査、技術流出の阻止、「みんなのアイデア」など 6 つの主要成果を選定
知的財産を活用して収益を創出できるエコシステムの構築を積極的に推進

〈 国民主権政府発足 1 周年、数値で見る韓国知識財産処の主な成果 〉

- ①(超高速審査の新設) 先端技術分野のスタートアップ企業の審査待機期間を 14.7 ヶ月→0.9 ヶ月に短縮
- ②(技術流出防止体制) 二次電池技術の流出防止で、最低 10 兆ウォン以上の被害を予防
- ③(K-ブランド政府認証) 主要輸出国 70 カ国を対象に、政府による正規品認証および模倣品対策を推進
- ④(模倣品の流通遮断) 監視対象国を 115 カ国に拡大、模倣品の販売 48 万件を遮断
- ⑤(みんなのアイデア) 政府公募で過去最多となる 27,185 件の斬新なアイデアを募集
- ⑥(知的財産金融) 知的財産金融が 12.4 兆ウォンを達成、前年(10.8 兆ウォン)比 14.8%増

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 5 月 28 日(木)、国民主権政府の発足 1 周年を迎え、韓国知識財産処の中核的な成果を発表した。2025 年 10 月に発足した韓国知識財産処は、政府全体の知的財産政策を統括する省庁として、この 1 年間、知的財産が大韓民国の「真の成長」を牽引する中核的な原動力となるよう、政策能力を集中させてきた。

① 先端技術分野における超高速審査の新設

最も注目すべき成果は、「超高速審査専用トラック」を稼働させ、世界最速となる 1 ヶ月以内の審査サービスを提供したことだ。2025 年 10 月に先端技術分野の輸出企業を対象に制度を導入し、今年 2 月には人工知能(AI)およびバイオ分野のスタートアップ企業へと対象を拡大した。

半導体やバッテリーなどの先端技術分野における国際的な技術覇権争いにおいて、迅速な特許確保が局面を転換する要因として浮上する中、韓国企業が黄金時間を逃さないようにするための特別な措置である。実際、韓国を代表する二次電池企業の特許が 19 日で登録され、企業の国際市場での先行確保に寄与したほか、AI スタートアップ企業は 17 日で特許を取得し、投資誘致に活用している。

② 先端・中核技術の流出防止体制の強化

国家中核技術の海外流出を防ぐ防衛網も一層強固になった。韓国知識財産処の技術警察は、積極的な捜査・取り締まりを実施し、過去 1 年間で合計 334 名を刑事立件するという成果を上げ

た。

特に昨年は、国家先端戦略技術である二次電池技術の流出犯を拘束し、最低 10 兆ウォン以上の被害を予防したほか、今年 2 月には全固体電池技術を海外に持ち出そうとした外国人を拘束した。

さらに、事前の計画段階から技術流出の兆候を把握し対処するため、産業スパイに対する通報奨励制度を新設し、6 月には海外技術流出専任組織を含む技術警察の組織と人員を強化し、韓国企業の超格差戦略を積極的に支援する計画だ。

③ K-ブランド政府認証制度の導入

技術の保護に加え、K-ブランドに対する安全策も整備した。韓国政府が自ら 70 余りの主要輸出国に国家認証商標を登録し、K-ブランドの正規品であることを認証する「K-ブランド政府認証制度」を導入することにした。現在、認証商標の開発、韓国国内外での出願・登録などを迅速に推進しており、今年 8 月から本格的に施行する予定だ。

今後は認証商標を使用した製品を偽造した場合、政府が直接対応することにより、輸出企業が個別に措置を講じる際に要する時間と費用の負担を軽減できるようになった。また、海外の消費者が安心して正規品を購入できるようにすることで、K-ブランドに対する信頼度と国家への好感度を共に高める契機となるものと期待される。

④ 模倣品の流通遮断体制の構築

日々巧妙化する模倣品の流通に対応した監視と遮断も一段と強化した。模倣品の実態調査に人工知能(AI)技術を導入し、監視対象を従来の 8 カ国から 115 カ国へと大幅に拡大するとともに、関税庁、放送・メディア・通信委員会などと協力し、模倣品に対して国境・アクセス・販売の 3 重の遮断網を構築した。これにより、過去 1 年間で 48 万件のオンライン模倣品販売を遮断する成果を収めた。

⑤「みんなのアイデア」プロジェクトの推進

国民の創造的なアイデアが国家経済成長の礎となるよう支援する「みんなのアイデア」事業も順調に進んでいる。「制限のない斬新なアイデア公募」という趣旨にふさわしく、韓国政府主催の公募展としては過去最多となる約 2 万 7 千件の斬新なアイデアが寄せられ、1 次審査で 100 件の斬新なアイデアを選定した。今後、提案された斬新なアイデアが実際の権利として認められ、事業化されたり政府の政策に活用されたりするなど、実質的な価値を生み出せるよう支援していく予定だ。

⑥ 知的財産(IP)金融の拡大

知的財産が収益につながるよう、融資、保証、投資など事業化資金を支援する知的財産金融も大幅に拡大された。2025 年基準の知的財産金融の規模は合計 12.4 兆ウォンで、2024 年(10.8 兆ウォン)に比べ 14.8%増加した。特に、関連省庁や地方自治体と連携して共同投資ファンドを組成するなど、知的財産投資の規模を 5.6 兆ウォンへと大幅に拡大した。これにより、信用力や物的担保の不足により資金難に直面している中小企業にとって、まさに待望の救いの手となっている。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「国民主権政府の発足後 1 年間、韓国知識財産処は国民の創造的なアイデアが知的財産となり、創業や事業化に活用される環境を整備するために努力してきた」とし、「今後は優れた知的財産を活用して収益を創出する好循環のエコシステムを構築し、知的財産を活用して圧倒的な技術的優位性を確保し、国際技術市場を先取りできるよう最善を尽くす」と述べた。

2-17 韓国知識財産処、ユーザー中心の次世代 IPNEX 構築に向けた「電子出願革新」戦略策定懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.5.28.)

- 出願件数の多い企業・特許法人の専門家と次世代電子出願の革新戦略を模索 -

【関連する国政課題】20. AI 3 大強国への飛躍に向けた AI ハイウェイの構築

24. 世界最高の AI 民主政府の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月28日(木)14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)において、次世代知識財産行政システム(以下、IPNEX*)構築に向けた情報化戦略計画(Information Strategic Planning、以下 ISP)を策定するため、多出願企業および特許法人と電子出願の革新戦略を模索する懇談会を開催したと発表した。

* IPNEX:人工知能(AI)を基盤とした知能型審査と、中断のない安定したサービスを提供する高度化された知的財産基盤施設。NEX は Next(次世代)・Nexus(統合)・X(転換)などを意味する

今回の懇談会は、次世代 IPNEX ISP の重点課題である「電子出願の革新」に向け、電子出願サービスの主要顧客である出願企業や特許法人を対象に、現場の声を聴取し、これを次世代 IPNEX に積極的に反映させるために設けられた。

* 次世代 IPNEX の推進スケジュール:(2026)ISP 策定 → (2027)予備妥当性調査 → (2028)マスタープラン(ISMP)策定 → (2029~2031)3カ年構築事業

参加企業としては、韓国の知的財産創出を代表するサムスン電子、LG 電子、SK ハイニックス、LG エナジーソリューション、サムスンディスプレイと、キム&チャン、LEE & MOCK、YOUME、テヘランなどが参加した。出願人の利便性向上のため、各社の専門性と技術力を基に活発な議論が行われた。

この席では、電子出願の革新に向けた①ユーザー別カスタマイズ型出願サービスの構築②知的財産権の全プロセスにわたる管理体制の実現③人工知能(AI)基盤の電子出願サービスなど、3つの中核戦略を中心に議論した。併せて、現行の電子出願システムの改善案や手数料改定の方方向性などについても、幅広い意見を聴取した。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「今回の懇談会は、実際の利用者と共に電子出願の革新の方向性を具体化し、実質的な要望を反映できる有意義な場である」とし、「懇談会で提案された多様な意見を ISP(情報システム計画)の過程にしっかりと反映させ、1999年の世界初の電子出願サービス導入以来、国民が実感できる世界最高の電子出願サービスを実現していく」と述べた。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月28日(木)15時、昌原(チャンウォン)大学の産学協力団(慶尚南道昌原市)を訪問し、知的財産に関する現場での懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は、国立昌原大学との意見交換・協力を基に、産学研の研究現場に対する理解を深め、知的財産権に関する主要な懸案事項や課題を聴取するために設けられた。

国立昌原大学は、第4次産業革命の転換期に合わせて、大学産学協力団の研究成果を強力な知的財産として創出し、最終的な技術移転まで活用できる知的財産(IP)技術移転の成功戦略を策定している。

今回の懇談会では、大学の研究現場で即座に適用可能な中核的なテーマに基づき、発表と討論が行われる。韓国知識財産処は、①研究開発成果の公開に伴う特許取得過程における注意事項と保護方法、②知的財産における標準特許の収益化の成功事例、③大学 TLO(技術移転機関)の知的財産強化策などについて発表する予定である。

昌原大学のパク・ジョンギョ産学協力団長は、「今回の懇談会は、大学の研究陣の貴重な研究成果が知的財産(IP)として保護され、さらに産業界へ成功裏に移転されるための実質的な戦略を模索する意義深い場である」とし、「今後も地域産業界と緊密に協力し、知的財産の創出に最善を尽くす」と語った。

韓国知識財産処のパク・ジェフン電気通信審査局長は、「昌原大学が保有する防衛産業・自動運転研究の専門性が、強力な知的財産権の創出と技術移転の成果につながることを期待している」とし、「今後も大学現場の優れた技術が知的財産の収益化として実を結ぶよう、現場中心の支援体制を強固なものにしていく」と述べた。

デザイン(意匠)、商標動向

3-1 韓国知識財産処、現場中心の制度改善に向けデザイン関係者および専門家との懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.5.21.)

- デザイン制度の改善事項の共有およびデザイン現場とのコミュニケーション強化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月21日(木)14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、デザイン制度の改善方向や産業現場の課題について議論するため、デザイン関係者および専門家らと「デザイン政策懇談会」を開催すると発表した。

今回の懇談会には、LG エレクトロニクス、サムスン電子など、デザイン出願件数の多い大企業だけでなく、斬新なアイデアを中心に勝負するデザインスタートアップ企業や、最近顧客誘致や広報手段として注目されているものの、デザイン権による保護を受けていない建築物および室内装飾デザインの関係者も出席する予定だ。

最近、オンライン流通の活性化、デジタルトランスフォーメーション(DX)、生成AIの拡散など、デザイン制度を取り巻く環境が急激に変化しており、変化する産業環境に適時対応できる現場中心のデザイン政策の策定が、これまで以上に求められている。

韓国知識財産処は、今回の懇談会で、①正当権利者の権利移転請求制度の導入 ②出願書記載事項の簡素化 ③正当権利者の権利移転請求制度の導入 ④部分デザイン*の名称認定基準の緩和など、最近のデザイン制度の改善事項を共有し、デザイン現場の課題などをヒアリングしながら、参加者と自由に意見を交わす予定だ。

* 製品全体ではなく、製品の一部デザイン(例:カップの取っ手、靴の靴底)を保護する制度

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「創造的な発想が正当な権利として認められ、保護されてこそ、持続可能な革新が可能になると信じている」とし、「斬新な発想や新しい領域のデザインが市場で強い競争力を確保できるよう、現場の声を反映した実効性のある制度改善を推進していく」と述べた。

3-2 デザイン登録の第一歩！出願図面の作成を支援

韓国知識財産処(2026.5.22.)

- 韓国知識財産処、『デザイン出願図面作成ガイドブック』の電子書籍を配布 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、代理人なしで直接デザイン(意匠)を出願する実務者の出願図面作成を支援するため、『(デザイナーのための)デザイン出願図面作成ガイドブック』(電子書籍)を作成・配布したと発表した。

過去3年間(2023～2025)に韓国知識財産処が審査した意匠出願約15万件を対象に分析した結果、全体の拒絶決定(29,677件)の45.7%(13,559件)が代理人を持たない個人出願によるものであることが分かった。

このうち、出願図面の作成方法を十分に熟知しておらず、「工業上有利な可能性」がないという理由で拒絶されたケースが半数(47.8%)程度を占めており、代理人なしで直接出願する個人出願人が、デザイン図面の作成を最も困難に感じていることが確認された。(2026年4月末時点)

デザイン出願図面は、デザイン保護法令で定められた基準に従って作成しなければならず、これに準拠しない場合、韓国知識財産処の審査官は「工業上の利用可能性」がないと判断して拒絶することができる。図面は基本的に、同一の物品を再現できるほど「具体的」に表現されなければならない。

今回発刊された『(デザイナーのための)デザイン出願図面作成ガイドブック』には、デザイナーが混同しやすいデザイン出願図面の作成方法について、線図、写真、レンダリング、3D 図面など、実際に登録された事例を例に挙げて、分かりやすく解説している。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「デザインが個性的であっても、デザイン出願図面は標準化されなければならず、正しいデザイン図面こそが強力なデザイン権保護の鍵である」と強調した。『デザイン出願図面作成ガイドブック』は、韓国知識財産処のウェブサイトおよび特許出願ポータルサイト「特許路」*からダウンロードできる。

* 知識財産処(moip.go.kr)、特許路(patent.go.kr)

3-3 半導体から応援棒まで…韓国が提案した名称、NICE 国際商品分類に反映

韓国知識財産処(2026.5.26.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、「フラッシュメモリチップ」や「イベント用のライトスティック」など、韓国が提案した14の商品名称が、第36回ニース(NICE)国際商品分類専門家会議で承認された(5月22日)と発表した。これらの名称は、2027年から施行されるニース国際商品分類(第13版)に反映され、96カ国での商標出願時に活用される予定だ。

ニース国際商品分類は、世界知的所有権機関(WIPO)が管理する国際的な商品・サービス分類体系であり、加盟国は96カ国(2026年5月現在)に上る。今回の会議で韓国は合計18件の新規名称を提案し、そのうち14件が採択される成果を上げた。当該名称は、特定の国や企業によって先取りされることを防止し、国際的に通用する商品の一般名称として認められることになった。

特に、「フラッシュメモリチップ」や「半導体イメージセンサー」など、半導体の主要商品が含まれている点が注目される。これらの名称は、最近の半導体好況の中で確固たる地位を築いている韓国企業の主力商品であり、今後、海外で出願する際、より迅速かつ円滑に商標権を確保できるものと期待される。

また、K-POPの公演・応援文化の世界的な拡散に伴い、関連産業が成長するにつれ、電子式応援棒「イベント用ライトスティック」も国際商品分類の名称に含まれた。

そのほか、「クリーンルーム用エアシャワー」、「ペット用乾燥装置」など、新たに市場が開拓されつつある分野の商品名称も、国際分類に多数採用された。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「韓国企業が世界市場をリードしている半導体の代表的な商品が国際商品名称として採択されたことは、非常に意義深い成果だ」とし、「今後も韓国企業の主力商品の名称が国際分類に適時に反映されるよう、産業界との協力を強化していく」と述べた。

3-4 K ブランドの競争力を高める…、韓国知識財産処商標を多数出願する企業と政策懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.5.28.)

- LG 生活健康、CJ 第一製糖など、多数の商標を出願している 7 社と現場の専門家との懇談会
- 創業や海外進出に向けた迅速な商標権の確保・保護など、懸案事項に関する議論・討議

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 28 日(木)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、多数の商標を出願している企業および現場の専門家らと「2026 年 多数の商標を出願する企業向け政策懇談会」を開催すると発表した。

今回の懇談会には、サムスン電子、CJ 第一製糖、LG 生活健康、Naver、Musinsa、Nol Universe、Famenity の 7 社の商標多出願企業および商標担当者が参加し、制度全般に関する意見を交換する予定だ。

参加企業は、電子、デジタル・クラウド、ビューティー、ファッション、文化、食品・飲料、バイオなど、それぞれの産業分野において商標制度とブランドを積極的に活用している韓国を代表する企業である。7 社の多出願企業が出願した商標は累計 4 万 9000 件に上り、そのうち現在有効に登録されている商標権だけでも約 2 万 6000 件に達する。

韓国知識財産処は今回の懇談会で、①商標出願・審査の現状 ②部分拒絶制度 ③共存同意 ④超高速優先審査など、最近の商標関連の主要な制度変更事項について説明し、⑤周知・著名の判断基準の確立 ⑥登録放棄の縮小など、今後改善を図りたい政策課題について出席者からの意見を聴取する予定だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「韓流の世界的な拡散により、韓国企業のブランド価値がこれまでにない最高水準にある状況だ」とし、「韓国産業・企業の成長と発展のために、迅速かつ便利な商標審査の提供はもちろん、知的財産を統括する主務省庁として、あらゆる知的財産の創出・活用・保護に向けた制度改善に率先して取り組んでいく」と述べた。

3-5 国際デザイン、韓国で簡単に保護しましょう！

韓国知識財産処(2026.5.29.)

- 韓国知識財産処、海外出願人のための韓国のデザイン出願に関する英語版ガイドブックを配布

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 29 日、海外企業およびデザイナーが韓国でデザイン(意匠)権を取得するために必要な手続きや留意事項をまとめた英語版ガイドブック『From Creation to Protection: A Practical Guide to Korean Design Rights & Examination(創作から保護まで:韓国におけるデザイン権の取得および審査実務ガイド)』を作成・配布すると発表した。

今回のガイドブックは、韓国への進出を準備している外国企業やデザイナーの利便性を高めるための積極行政の一環として作成されたもので、韓国におけるデザイン出願書の作成方法や実務上の審査手続きを英語で紹介している。

出願人が実際の出願過程で不必要に時間を浪費しないよう、誤った記入例、デザイン図面の作成過程で頻繁に直面する困難とその解決策、そして留意事項を重点的に扱っている。また、関連意匠、一組の物品のデザイン、一部審査制度など、韓国特有のデザイン権確保制度についても、事例を中心に詳しく説明した。

知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「今回の英語版ガイドブックは、海外の出願人や外国の代理人が韓国のデザイン権制度を正しく理解し、不必要なミスを減らす上で実質的な助けになるだろう」とし、「今後、外国企業やデザイナーが迅速かつ便利に韓国でデザイン権を確保できるよう、韓国のデザイン出願・登録および審査制度を積極的に広報していく」と述べた。

一方、今回の英語版ガイドブックは、5 月 29 日(金)から韓国知識財産処の公式ウェブサイトおよび ID5*のウェブサイト**から無料でダウンロードできる。

* ID5 (Industrial Design)

5):韓国、米国、欧州、日本、中国の 5 カ国で構成される意匠の知的財産分野の先進国協議体

** 韓国知識財産処 (www.moip.go.kr)、ID5(<https://id-five.org>)

模倣品関連および知的財産権紛争

4-1 韓国知識財産処、共生を生かし韓国企業の海外デザイン紛争を防ぐ！

韓国知識財産処(2026.5.18.)

- 海外デザイン紛争共同対応戦略支援イベントを初実施 -
- 韓国国内外に合わせたデザイン権利化戦略から紛争発生の可能性の検討までを支援 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、海外進出を準備している大・中堅企業および中小企業を対象に、海外市場におけるデザイン紛争の予防および紛争発生時の対応を支援する「海外デザイン紛争共同対応戦略支援イベント」を初めて実施し、5月20日(水)～6月12日(金)まで申請受付を開始すると発表した。

デザインは変化の激しい分野であるだけに、あらかじめ紛争に対する戦略を準備しておかなければ、模倣品の流通などの紛争が発生した際に効果的に対応することが難しい。海外進出に先立ち、現地のデザイン制度や市場状況を体系的に分析して紛争の可能性を遮断し、韓国企業が現地で紛争により被害が発生しないようにすることが、今回のイベントの中核である。

特に、今回のイベントは、大手企業または中堅企業が海外に進出する中小企業の権利化を支援する役割を果たすよう設計されており、大・中堅企業が中小企業の成長を支える「共生」の意義も大きい。これにより、大・中堅企業と中小企業の双方が海外市場で安定的に活動できる基盤を整えたとともに、共生成長も図ることができると期待される。

具体的な支援内容は、①支援対象企業の現状および保有する知的財産権の分析 ②進出予定国の意匠制度および先行意匠の分析 ③韓国国内外における意匠権の権利化戦略の策定および出願 ④紛争の可能性の検討および意匠回避設計などである。最大10社が共同実施体を構成して支援を申請することができ、企業当たり最大1,500万ウォンのイベント費が支援される。詳細な内容と申請方法は、国際知的財産権紛争対応戦略支援イベントのウェブサイト*で確認できる。

* ホームページ(www.ip-navi.or.kr/ipdrms) > 支援企業サービス > 支援企業管理 > 支援企業公告 > 商標・意匠

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「今回のイベントは、デザインの権利化戦略支援と同時に、共生を誘導する点が特徴だ」とし、「大・中堅企業の海外進出における専門性と中小企業の創造的なデザインが結びつき、海外市場を開拓できるよう、韓国知識財産処が支援していく」と述べた。

4-2 韓国知識財産処、知的財産訴訟の費用と時間を削減する秘訣を共有

韓国知識財産処(2026.5.26.)

- 韓国・欧州連合(EU)の代替的紛争解決(ADR)発表会を開催 -
- 韓国知識財産処・欧州連合知的財産庁(EUIPO)・統合特許裁判所、紛争解決制度および運用事例を共有 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5月27日(水)16時、欧州連合知的財産庁(EUIPO)と共に「韓国・EU 代替的紛争解決(ADR*)セミナー」をオンラインで開催する。

* Alternative Dispute Resolution

韓国知識財産処と EUIPO が共同で開催する今回の発表会は、「大韓民国・EU 知的財産協力事業(RoK-EU Intellectual Property Action)」の一環として企画された。大韓民国・EU 知的財産協力事業は、欧州連合(EU)が財政支援を行う参加型活動であり、知的財産分野における大韓民国と EU 間の協力強化を目標に、欧州委員会貿易総局(DG Trade)の監督の下、EUIPO が遂行している。

今回の発表会には、韓国と EU の政府機関*および民間の専門家が参加し、知的財産権紛争解決のための調停・仲裁などの代替的紛争解決(ADR)制度および運用事例を共有する予定である。また、パネルディスカッションでは、利用者の視点から見た紛争解決制度の活用経験、制度の活性化策、および韓国・EU 間の協力の可能性などについて議論が行われる予定である。

* EUIPO 仲裁センター(EUIPO Mediation Centre)、
統合特許裁判所傘下の特許調停仲裁センター(PMAC、Patent Mediation and Arbitration Centre)

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「韓国・EU 知的財産協力事業は、韓国と EU が知的財産分野の政策と経験を共有し、韓国企業の海外における知的財産保護の専門性強化を支援する重要な協力基盤である」とし、「今後も海外に進出する韓国企業が効果的に知的財産権を保護し、国際紛争に対応できるよう積極的に取り組む」と述べた。

なお、本発表会は関心があればどなたでも参加可能で、5月26日(火)までに韓国知識財産処のホームページ*にて申し込むことができる。

* 韓国知識財産処のホームページ(moip.go.kr) > お知らせ > 告知事項 > 告知事項内の掲載記事から事前登録

その他一般

5-1 知的財産の今後 5 年間の設計が始まる…世界的な IP ハブ国家推進特別専門委員会が第一歩を踏み出す

韓国知識財産処(2026.5.22.)

- 知識財産委員会、国家知識財産戦略会議を開催(5 月 22 日) -

大統領直属の国家知識財産委員会(共同委員長:キム・ミンソク国務総理、イ・グァンヒョン民間委員長、以下「知財委」)は、5 月 22 日(金)14 時 30 分、ソウルガーデンホテル(ソウル市麻浦区)において「国家知識財産戦略会議」を開催すると発表した。

「第 3 次国家知識財産基本計画(2022~2026)」が今年で終了することに伴い、今後 5 年間(2027~2031)の国家知識財産の展望と戦略を盛り込む「第 4 次国家知識財産基本計画の政策方向」を専門家および関係省庁と共有し、IP ハブ国家への飛躍に向けた推進方向と中核課題を議論するため、知的財産政策責任官会議* と、世界 IP ハブ国家推進特別専門委員会(以下「世界 IP ハブ国家推進委」)**の発足式および全体会議を同時に開催する統合形式として実施された。

* 「知的財産基本法」に基づく関係省庁の局長級および市・道の 3 級以上の公務員

** 世界 IP ハブ国家推進委の委員(民間委員 15 名、政府 5 名)

会議には、知識財産委員会のイ・グァンヒョン民間委員長をはじめ、パク・ボムゲ、キム・ジョンジェ、チェ・スジン、チャ・ジホ国会議員(国会世界特許(IP)ハブ国家推進委員会委員長および委員)、世界 IP ハブ国家推進委員会の民間委員および政府委員、関係省庁および市・道の知的財産政策責任官など、合計 40 名余りが出席する予定であり、イ・グァンヒョン民間委員長および国会議員らによる挨拶の言葉、世界 IP ハブ国家推進委員会の委嘱状授与、記念撮影に続き、4 つのテーマ発表と分野別討論の順で進行される。

主題発表は、①キム・ヒョクジュン研究委員(韓国知識財産研究院)による「第4次国家知識財産基本計画の政策方向(案)」、②パク・ソンピル院長(KAIST 文術未来戦略大学院)による「世界 IP ハブ国家推進委員会の中核課題および推進方向」、③チョ・ソヨン代表(R&2 テクノロジー)による「IP ビジネス取引活性化方略」、④イ・ヘジン判事(最高裁判所知的財産権部の裁判研究官)による「新グローバル紛争解決エコシステム構築モデル」の順で行われ、発表後には2つの分科に分かれて討論が行われる。

[第4次国家知識財産基本計画の政策方向(案) - 韓国知識財産研究院 キム・ヒョクジュン研究委員]

キム・ヒョクジュン研究委員は、第39回国家知識財産委員会本会議(3月20日)で議決された「第4次国家知識財産基本計画の政策方向(案)」について発表する。第4次国家知識財産基本計画は、今後5年間(2027～2031)の国家 IP 戦略の青写真として、「斬新なアイデアと知的財産で飛躍する大韓民国」をビジョンに掲げ、5大推進戦略*を中心に20の核心課題を策定した。

* (5大推進戦略) ①アイデア・創作の創業・事業化の実現、②公正かつ強力な IP 保護体制の構築、③先導技術における圧倒的な優位性の確保、④地域の均衡ある成長およびグローバル協力の強化、⑤IP 分野における AI 大転換が主な骨子であり、AI 大転換の時代において、知的財産が国家の革新経済と均衡ある成長の中核的な原動力となるよう、国家全体を挙げての中長期推進戦略を提示する。

[世界 IP ハブ国家推進委員会の中核課題および推進方向 - KAIST 文術未来戦略大学院 パク・ソンピル院長]

特別委員会のパク・ソンピル委員長は、S&P の企業無形資産の割合が92%に達し、グローバルの IP 金融市場が1,560億ドルに達すると見込まれるなど、IP のパラダイム転換期において、韓国が GDP 比特許出願数で世界1位、コンテンツ産業の輸出額140億ドルを達成するなど十分な IP の専門性を備えているにもかかわらず、IP ロイヤリティ収支は慢性的な赤字を記録するなど、IP 収益化のためのインフラが欠如している現実を指摘する。「IP を持つ国から、IP を動かす国へ」をビジョンに掲げ、創作のハブ、ビジネスのハブ、紛争解決のハブという3大軸を設定し、IP の価値評価・金融資産化・取引エコシステムの再構築、法制度の革新、国家的な推進体制の構築など、12の中核課題と3段階の実施案*を提示する。

*(第1段階)韓国 IP エコシステムの革新 → (第2段階)アジアの IP 中心地としての定着 → (第3段階)世界の IP ハブ国家への飛躍

[IP ビジネス取引活性化策 - R&D テクノロジー チョ・ソヨン代表]

チョ・ソヨン代表は、韓国の研究費に対する技術料収入が米国の 1/30 の水準であり、韓国全体の技術料収入総額(2,980 億ウォン)が、米国の単一大学の年間技術料(U.Penn.大学 6,400 億ウォン、Emory Univ. 3,000 億ウォン)よりも少ない現実を指摘する。これを克服するため、製薬・バイオ分野におけるロイヤリティの流動化、特許管理会社(NPE)の特許プールを活用した利用率の向上、技術移転専門機関(TLO)や Royalty Pharma(IP 専門投資会社)モデルのような収益化専門機関のインフラ構築、市場性検証(POC)の拡大を提案するとともに、技術移転に対する大学・研究機関の認識転換と技術料配分構造の改善の必要性を強調している。

[新グローバル紛争解決エコシステム構築モデル - 大法院 イ・ヘジン裁判研究官]

イ・ヘジン裁判研究官(高等裁判所判事)は、韓国特許法院(裁判所)において外国企業が当事者として関与する訴訟が急速に増加しており、企業が自社に有利な国の裁判所を選んで訴訟を起こす「フォーラムショッピング」も深刻化していると診断する。これに対する解決策として、AIを活用した国際裁判プラットフォームを構築し、各国の裁判所が仮想法廷に集まって共通の争点を審理し、裁判前の調停・仲裁(ADR)によって紛争を迅速に解決する新たな紛争解決モデルを提案する。このような新たな紛争解決エコシステムを構築するためには、速やかに未批准・未加盟の2つの条約*に批准・加盟し、これを通じて3つの条約(仲裁、調停、判決)を一つに結びつけた「グローバル3種連携システム(Global Trinity System)」を構築すべきだと強調する。

- * ① (ニューヨーク条約)外国で下された仲裁判断を韓国で承認・執行:加盟・批准完了
- ② (シンガポール条約)外国で行われた調停合意を承認・執行:2019年に署名後、7年経過しても批准されていない
- ③ (ハーグ判決条約)外国の判決そのものを承認・執行:未加盟

[第1分科会討論 - 第4次国家知識財産基本計画の政策方向(案)]

分科会討論では、各省庁・自治体の知的財産政策責任者が一堂に会し、第 4 次国家知識財産基本計画の中核課題ごとに各省庁の具体的な実施課題を洗い出し、実行力のある政策課題の策定案について議論する予定である。知識財産委員会は、本日の議論内容を基に第 4 次国家知識財産基本計画の草案を作成し、公聴会などを通じて国民からの意見を聴取した上で、年末までに第 4 次国家知識財産基本計画を確定する予定である。

[第 2 分科会討論 - IP ハブ国家の推進方向および中核課題]

3 月、第 40 回国家知識財産委員会本会議で議決された「世界 IP ハブ国家推進特別専門委員会」が、この日正式に発足する。世界 IP ハブ国家推進委員会は、IP ビジネス・金融、国際紛争解決・仲裁、通商・国際規範、産業政策などの中核分野の民間専門家と政府関係者 20 人以内で構成され、2027 年 3 月までに定例会議を行い、世界 IP ハブ国家への飛躍に向けた中長期推進ロードマップ(案)を策定する計画だ。

イ・グァンヒョン知識財産委員長は、「今回の戦略会議で議論された第 4 次国家知識財産基本計画の政策方向と、世界 IP ハブ国家の推進方向および中核課題は、韓国の知的財産競争力を一段階引き上げる転換点となるだろう」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム